

平成29年度 あさぎり町議会第6回会議会議録（第19号）						
招 集 年 月 日	平成29年12月12日					
招 集 の 場 所	あさぎり町議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	平成29年12月15日 午前10時00分		議 長	山 口 和 幸	
	散 会	平成29年12月15日 午後 2時11分		議 長	山 口 和 幸	
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出 席 16名 欠 席 0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不 応 招	議 席 番 号	氏 名	出欠等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出欠等 の 別
	1	市 岡 貴 純	○	9	永 井 英 治	○
	2	難 波 文 美	○	10	皆 越 てる子	○
	3	加賀山 瑞津子	○	11	小見田 和行	○
	4	橋 本 誠	○	12	奥 田 公 人	○
	5	久 保 尚 人	○	13	久保田 久男	○
	6	小 出 高 明	○	14	溝 口 峰 男	○
	7	森 岡 勉	○	15	徳 永 正 道	○
	8	豊 永 喜 一	○	16	山 口 和 幸	○
議事録署名議員	13番 久保田 久男 14番 溝口 峰男					
出席した議会書記	事務局長 片 山 守 事務局書記 林 敬 一					
地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名 出席 ○ 欠席 ×	職 名	氏 名	出欠等 の 別	職 名	氏 名	出欠等 の 別
	町 長	愛 甲 一 典	○	教 育 長	中 村 富 人	○
	副 町 長	小 松 英 一	○	教育課長	木 下 尚 宏	○
	総務課長	土 肥 克 也	○	会 計 者 管 理 者	田 中 伸 明	○
	企画財政 課 長	神 田 利 久	○	農業振興 課 長	甲 斐 真 也	○
	税務課長	那 須 正 吾	○	商工観光 課 長	北 口 俊 朗	○
	町民課長	宮 原 恵 美 子	○	建設林業 課 長	坂 本 健 一 郎	○
	生活福祉 課 長	竹 下 正 男	○	上下水道 課 長	深 水 光 伸	○
	高齢福祉 課 長	上 村 哲 夫	○	農業委員会 事務局長	大 林 弘 幸	○
	健康推進 課 長	岡 部 和 平	○			
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					

議事日程（第19号）

日程第 1	議案第33号	あさぎり町農業委員会委員の定数条例の制定について
日程第 2	議案第34号	あさぎり町農業委員候補者評価委員会条例の制定について
日程第 3	議案第35号	あさぎり町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 4	議案第36号	災害による被害者に対する町税及び国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 5	議案第37号	あさぎり町出生祝い金支給条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 6	議案第38号	あさぎり町おかどめ幸福販売店・農産物加工所の指定管理者の指定期間の変更について
日程第 7	議案第39号	あさぎり町おかどめ幸福販売店・農産物加工所条例の全部を改正する条例の制定について
日程第 8	議案第40号	あさぎり町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 9	議案第41号	平成29年度あさぎり町一般会計補正予算（第6号）について
日程第10	議案第42号	平成29年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
日程第11	議案第43号	平成29年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
日程第12	議案第44号	平成29年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
日程第13	議案第45号	平成29年度あさぎり町水道事業特別会計補正予算（第2号）について
日程第14	議案第46号	平成29年度あさぎり町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
日程第15	議案第47号	平成29年度球磨郡介護認定審査事業特別会計補正予算（第2号）について
日程第16	認定第10号	平成29年度あさぎり町上財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第17	請願第 9号	「あさぎり町防災対策基本条例の制定について」の請願について
日程第18	陳情第 3号	「斉堂地区の百太郎溝に架かる橋と周辺の早期改良」及び「町道環状線（永岡～斉堂線）の早期改良」の要望について
日程第19	陳情第 6号	「町道別府線の危険箇所改良整備要望書」について
日程第20	発議第 4号	道路整備事業予算の総額確保に関する意見書について

本日の会議に付した事件

日程第 1	議案第33号	あさぎり町農業委員会委員の定数条例の制定について
日程第 2	議案第34号	あさぎり町農業委員候補者評価委員会条例の制定について
日程第 3	議案第35号	あさぎり町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 4	議案第36号	災害による被害者に対する町税及び国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 5	議案第37号	あさぎり町出生祝い金支給条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 6	議案第38号	あさぎり町おかどめ幸福販売店・農産物加工所の指定管理者の指定期間の変更について
日程第 7	議案第39号	あさぎり町おかどめ幸福販売店・農産物加工所条例の全部を改正する条例の制定について

- 日程第 8 議案第 40 号 あさぎり町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 9 議案第 41 号 平成 29 年度あさぎり町一般会計補正予算（第 6 号）について
日程第 10 議案第 42 号 平成 29 年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
日程第 11 議案第 43 号 平成 29 年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
日程第 12 議案第 44 号 平成 29 年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
日程第 13 議案第 45 号 平成 29 年度あさぎり町水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
日程第 14 議案第 46 号 平成 29 年度あさぎり町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
日程第 15 議案第 47 号 平成 29 年度球磨郡介護認定審査事業特別会計補正予算（第 2 号）について
日程第 16 認定第 10 号 平成 29 年度あさぎり町上財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 17 請願第 9 号 「あさぎり町防災対策基本条例の制定について」の請願について
日程第 18 陳情第 3 号 「斉堂地区の百太郎溝に架かる橋と周辺の早期改良」及び「町道環状線（永岡～斉堂線）の早期改良」の要望について
日程第 19 陳情第 6 号 「町道別府線の危険箇所改良整備要望書」について
日程第 20 発議第 4 号 道路整備事業予算の総額確保に関する意見書について
-

午前 10 時 開 議

●議会事務局長（片山 守君） 起立、礼、着席。

◎議長（山口 和幸君） ただいまの出席議員は 16 人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。その前に追加答弁の申し出があつておりますので、許可いたします。総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） おはようございます。昨日の久保議員からの一般質問の中で、土砂災害警戒区域に指定された場合の建物等の制限について質疑がございました。その件につきまして、追加答弁させていただきます。土砂災害警戒区域に指定された場合、その中でも、特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンがございます。その指定を受けた区域におきましては、一定の開発を制限する規制と、区域に存する建築物の構造に対しての規制が行われることとなります。以上、追加で答弁させていただきます。

◎議長（山口 和幸君） 企画財政課長。

●企画財政課長（神田 利久君） おはようございます。昨日の一般質問の中で、溝口議員より、御指摘がございました、企画財政課の資料 2 の中で、世帯数についてですね、質問がございまして、須恵地区の屯所の平成 15 年度の世帯数が 95 で、平成 29 年度の世帯数が 143 ということで、48 戸増えているというふうな状況でしたが、これについての内容をということでしたので、回答させていただきます。平成 15 年と平成 16 年度で 35 戸の戸数が増えているわけなんです、これにつきましては、その当時ですね、障害者福祉の改正があつておりまして、その時に、従前は措置制度で行われておりましたが、その後支援費制度ですかね、そちらのほうに移行しまして、世帯を分離、それまでは同居世帯として入居されていた方が、世帯分離を行ったというふうなことで、戸数が増えたというふうなことになっております。以上、回答させていただきます。

◎議長（山口 和幸君） 税務課長。

●税務課長（那須 正吾君） 先日の久保議員より一般質問がありました、相続人全員が相続放棄をされた場

合の相続財産はどうなるのかということでございますけれども、相続人のいない相続財産につきましては、民法951条によりまして、相続財産法人という法人になります。その財産の管理につきましては、家庭裁判所で選任された相続財産管理人が行うことになっておりまして、その管理人というのは、主に弁護士とか、司法書士が行う場合が多いということです。それで財産管理人が、相続財産の競売などを行いまして、借金などがあった場合には、その返済に充てるということで、仮に財産が残った場合には、最終的には国に帰属するということになります。以上でございます。

日程第1 議案第33号

◎議長（山口 和幸君） それでは、日程第1、議案第33号、あさぎり町農業委員会委員の定数条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第33号、あさぎり町農業委員会委員の定数条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要がある。よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものであります。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いします。

◎議長（山口 和幸君） 農業委員会事務局長。

●農業委員会事務局長（大林 弘幸君） おはようございます。引き続き説明させていただきます。1ページ目をお開けください。第1条、この条例は、農業委員会等に関する法律第8条第2項の規定に基づき、あさぎり町農業委員会委員の定数を定めることを目的とする。第2条、農業委員の定数は26人とする。附則第1項、この条例は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律附則第29条第2項の規定により、この条例の施行において現に在任する農業委員の任期満了の日の翌日から施行する。ただし、附則、第4項の規定は公布の日から施行する。第2項、これにつきましては、あさぎり町の農業委員会の選挙委員に関する条例につきましては、廃止ということで、この資料は3ページに添付しております。第3項、この条例による農業委員の任命のために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。第4項、あさぎり町証人等の実費弁償に関する条例の一部を次のように改正するというので、これは4ページに新旧対照表がありますので、それによって説明いたします。現行の実費弁償第2条においての、第5号におきまして、公職選挙法に農業委員のこれまでの選挙に関する部分がありましたので、その部分を削除するものです。それと第8号につきましては、条項の修正と、条文の文言の修正ということで、第29条第1項が第35条第1項に、耕作者、その他の関係人の部分につきまして、農業者、その他の関係者に改めるものであります。第5項、あさぎり町の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。これにつきましても、5ページのほうに新旧対照表がありますので、それに基づいて説明いたします。現行の別表第1、第3条関係ですが、農業委員会の年報酬の報酬額が、現在は会長が29万9,000円、会長職務代理が27万5,000円、委員につきましてが26万1,000円となっておりますが、改正後につきましては、年額の報酬分につきましては、基本給といたしまして、会長が34万4,000円、会長職務代理が31万6,000円、委員につきましてが30万円と定めるものです。なお能率給につきましては、予算の範囲内で町長が定める額といたしておりますが、これにつきましては、農地利用最適化交付金が、毎年1年間の出席率や遊休農地率の実績のもとに、年末から1月にかけて、県のほうから配分が決定されます。配分決定された分につきましては、各町村で各農業委員の活動実績において支給するもので、内容としましては、月額基準額を2万円とし、そのうちの3割についてが活動実績として支払われます。これは定期的な総会や農地パトロール等の農業委員全員で行うような事業に関しては、月額6,000円、年額7万2,000円が、皆に支給されるということで、残りの7割につきましての、1万4,000円につきまして、成

果実績払いといたしまして、各個人の活動記録簿を毎月提出していただいた算出を、各市町村の農業委員会で行っておりますので、本町においても、それを実施し、その実績に応じて配分するものです。よって、この金額につきましては、毎年変動するために、予算の金額が決められないということもありまして、その実績に応じた配分額を毎年、3月の補正で補正した上で支給することとなり、年度末に支給されるものとなっております。以上で説明を終わります。

◎議長（山口 和幸君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり。）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから議案第33号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第34号

◎議長（山口 和幸君） 日程第2、議案第34号、あさぎり町農業委員候補者評価委員会条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第34号、あさぎり町農業委員候補者評価委員会条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。農業委員会の委員を任命するに当たり、農業委員会等に関する法律第9条の規定により、農業者等から推薦を受けた者、又は募集に応じた者を、公平かつ適正に評価し、町長に報告するため本条例を制定する必要がある。よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものでございます。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 農業委員会事務局長。

●農業委員会事務局長（大林 弘幸君） はい、引き続き説明いたします。第1条につきましては、農業委員の任命に当たり、農業委員の候補者を適正に評価するために、農業委員候補者評価委員会を設置し、その運用等について必要な事項を定めることを目的とするものです。第2条の任務については、ここに書いてあるとおりでございます。第3条、組織の中におきまして、役場関係職員以外の評価委員につきましては、区長会の代表5名、農業委員会の会長及び会長職務代理者を加えたメンバーで、評価員とするものです。第2項におきましては、農業委員の候補者及び個人の推薦者並びに推薦をする団体の代表者については、評価員になれないとしております。第4条、職務については、ここに書いてあるとおりです。評価委員の任期につきましては、第5条におきまして、3年とし、評価委員が欠けた場合においては、前任者の残任期間とするものであります。第6条、会議及び第7条、守秘義務、第8条の庶務、第9条の報酬及び費用弁償、第10条のその他については、ここに記載のとおりでございます。附則、この条例は公布の日から施行する。以上提案いたします。よろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり。）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

◎議長(山口 和幸君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長(山口 和幸君) これから議案第34号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(山口 和幸君) 起立多数です。したがって議案第34号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第35号

◎議長(山口 和幸君) 日程第3、議案第35号、あさぎり町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長(愛甲 一典君) 議案第35号、あさぎり町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。平成29年8月8日に出された人事院勧告及び同年10月6日に出された熊本県人事委員会勧告にかんがみ、一般職の職員の給料月額、勤勉手当の率を改定するため本条例の一部を改正する必要がある。よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものでございます。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長(山口 和幸君) 総務課長。

●総務課長(土肥 克也君) はい、では引き続き説明させていただきます。今回の、この改正につきましては、人事院勧告並びに熊本県人事委員会勧告の内容に沿った改正を行うものでございます。その改正の内容といたしましては、月例給の引き上げ並びに期末手当支給率の引き上げを行うものでございます。それでは、まず7ページをお開きください。新旧対照表になりますが、今回の改正につきましては、2段階で改正を行うものでございます。まず、改正条例の中の第1条関係といたしまして、勤勉手当の率を改めることといたします。現行100分の80であるものを、6月に支給する場合において、100分の80、12月に支給する場合においては、100分の100に改めるもので、100分の20を追加するものでございます。また、第2号では、再任用職員についても同様に、勤勉手当の引き上げを行うものでございます。次の8ページから、11ページまでは、行政職給料表の改定でございます。初任給を2,500円、若年層についても同程度、その他につきましては、それぞれ800円の引き上げを基本に改定するものでございます。次に、最終ページの12ページでございます。これは改正条例の中の、第2条関係の新旧対照表でございます。最初に申し上げました第1条関係につきましては、公布の日から施行することとし、平成29年4月1日に遡及して適用するものでございます。その後、第2条では平成30年4月1日から施行する改正でございます。先ほど第1条で改めました勤勉手当の率を、6月、12月、それぞれ100分の90に改めるものでございます。第2号の再任用職員についても、同様に6月と12月に平準化するものでございます。以上、説明を終わります。

◎議長(山口 和幸君) 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。
(「なし」の声あり。)

◎議長(山口 和幸君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

◎議長(山口 和幸君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長(山口 和幸君) これから議案第35号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(山口 和幸君) 起立多数です。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第36号

◎議長(山口 和幸君) 日程第4、議案第36号、災害による被害者に対する町税及び国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長(愛甲 一典君) 議案第36号、災害による被害者に対する町税及び国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案いたします。提案理由を申し上げます。固定資産が災害により被害を受けた場合に、被災年度の翌年度まで、軽減または免除の対象とするため、本条例の一部を改正する必要がある。よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものであります。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いします。

◎議長(山口 和幸君) 税務課長。

●税務課長(那須 正吾君) 議案第36号について御説明申し上げます。改正内容につきましては、最後のページの2ページの新旧対照表によって御説明申し上げます。同条例の第6条の次に、新たな条文の第7条を加え、現行の第7条から第10条を1条ずつ繰り下げたものでございます。改正の目的は、現行の条例では、固定資産が災害により被害を受けた場合には、当該年度分の固定資産税額のうち、災害を受けた月以後の納期に係る税額について、軽減または免除とするようになっておりまして、翌年度の固定資産税は軽減又は免除対象となっております。固定資産税の課税の基準日は1月1日となっております。1月1日に現存するものについては、翌年度の課税の対象となります。問題となるのが、1月1日に現存していた固定資産が、1月2日から3月31日までの間に、災害により被害を受けた場合には、現行の条例では、翌年度の課税の対象となります。今回の改正によりまして、1月2日から3月31日までに災害により被害を受けた場合にも、翌年度の固定資産税の軽減又は免除の対象とするものでございます。この条例は公布の日から施行し、平成29年度分の固定資産税から適用することとなっております。以上で本条例改正の説明を終わります。よろしく願い申し上げます。

◎議長(山口 和幸君) 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。
(「なし」の声あり。)

◎議長(山口 和幸君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

◎議長(山口 和幸君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長(山口 和幸君) これから議案第36号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(山口 和幸君) 起立多数です。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第37号

◎議長(山口 和幸君) 日程第5、議案第37号、あさぎり町出生祝い金支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長(愛甲 一典君) 議案第37号、あさぎり町出生祝い金支給条例の一部を改正する条例の制定について、提案いたします。提案理由を申し上げます。受給資格要件を見直すため、本条例の一部を改正する必要がある。よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるため提出するものであ

ります。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長（山口 和幸君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（竹下 正男君） おはようございます。それでは、引き続き御説明申し上げます。提案理由にもありましたように、現在の受給資格要件を要約しますと、出生児の養育者は、出産日を基準とし、6カ月以上前から、あさぎり町に居住されている方となっております。その要件を、出生児の養育者は、出産日において、あさぎり町に住所を有する者に見直します。そのための条例の改正でございます。お手元の議案書の2ページをお願いいたします。新旧対照表でございますが、現行におきまして、支給申請の第4条2項の、前項の申請は、出生日から起算して6カ月を経過した日以降はすることはできないを、改正後の案といたしましては、その中の6カ月を1年に改正するものでございます。1ページをお願いいたします。中ほどですが、附則、施行期日、この条例は公布の日から施行する。適用区分といたしましては、支給条例の規定は、平成29年4月1日以降に出生した出生時に適用いたしますということにしております。以上、説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

◎議長（山口 和幸君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり。）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから議案第37号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって議案第37号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第38号

◎議長（山口 和幸君） 日程第6、議案第38号、あさぎり町おかどめ幸福駅売店・農産物加工所の指定管理者の指定期間の変更についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第38号、あさぎり町おかどめ幸福駅売店・農産物加工所の指定管理者の指定期間の変更について、提案いたします。提案理由を申し上げます。地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者の指定期間を変更することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長（山口 和幸君） 商工観光課長。

●商工観光課長（北口 俊朗君） おはようございます。それでは説明いたします。1ページお開きください。現在の指定管理者が、あさぎり町観光物産振興協会になっております。この指定管理期間が、平成26年4月1日から31年3月31日まで、ということで、30年度までということでありましたが、現在、幸福駅売店を改修中でありまして、今後の業務内容につきまして、この振興協議会と協議いたしました結果、指定解除の申請が上がってまいりましたので、1年間前倒しといいますか、32年度の指定管理を解除したいということで、今回提案するものであります。以上です。

◎議長（山口 和幸君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり。）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから議案第38号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第39号

◎議長（山口 和幸君） 日程第7、議案第39号、あさぎり町おかどめ幸福駅売店・農産物加工所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第39号、あさぎり町おかどめ幸福駅売店・農産物加工所条例の全部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。拠点整備事業に伴い、農産物加工所場を廃止するため、本条例の全部を改正する必要がある。よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 商工観光課長。

●商工観光課長（北口 俊朗君） はい、説明いたします。1ページをお開きください。1ページからが今回提案いたします、全部を改正する条例であります。そして5ページからが、これまでの条例であります。今回、農産加工所の廃止に伴い、条例を改正するわけですが、改正点のみ説明させていただきます。まず第1条の設置ですが、この中で農産物の加工に関する部分の削除をいたしまして、条文のとおりとなっております。それと業務内容につきましては、やはり農産加工及び製品開発の業務につきまして、削除いたしまして、新たに観光情報の収集及び発信という業務を入れております。あと第7条の使用料につきましては、前回まで真空パックの使用料を記載しておりましたが、今回、加工所の廃止に伴い、その真空パックの機械につきましては、ふれあい物産館の加工所に移動したいと考えております。レンタサイクルの使用料につきまして、記載しておりますが、実はこれは、指定管理の協定書には記載しておりましたが、この分が条例から抜けておりましたので、今回ここに記載するものであります。あと指定管理者による管理につきましては、以前と同様としております。なお、この条例は公布の日から施行するということで、提案したいと思います。以上です。

◎議長（山口 和幸君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。小見田議員。

○議員（11番 小見田 和行君） 一点お伺いいたします。7条のですね、使用料のことでございますが、これが利用料金制度を設定してありまして、その利用料金制度として、その収受できるものとして、7条でレンタサイクルのみの記載でございます。今後、売店を指定管理される場合の利用料金というのは、別途発生しないのか、でないと利用料金制度を採用している以上は、指定管理者のインセンティブを上げて、できるだけ指定管理委託料を削減するねらいがあるものと思いますけど、このレンタサイクルのみで、そんなに利用料金が上がるとは思いませんけど、いろいろその点について、どういうお考えか、この条例の不備な点があるのではないかというふうに思っておりますので、考えをお聞かせ願いたいと思います。

◎議長（山口 和幸君） 商工観光課長。

●商工観光課長（北口 俊朗君） 今回のリニューアルにおいてですね、加工所を廃止して、売店に加えて、

体験交流施設であったり、カフェの運営などの施設ということで、用途が多様化するということで、会議、そして昨日も提案がありましたけれども、モニター映画上映とか、そういったのにも活用が、可能性があるということで、一般の方の活用も含めたところで、指定管理者が決定後に、そういうあり方等を検討協議した上で、利用料金を決めていきたいと思います。ですから、今後、また条例改正等が発生すると思いますので、そのときには、また審議のほどをよろしく願いいたします。以上です。

◎議長（山口 和幸君） 小見田議員。

○議員（１１番 小見田 和行君） 当然だと思いますけど、この施設がオープンする前に、条例改正はなされるわけですね、当然のことですけど。一応、オープンの予定はいつ頃で、その条例改正はいつ頃に見込まれますか。

◎議長（山口 和幸君） 商工観光課長。

●商工観光課長（北口 俊朗君） そうですね、できれば４月オープンに間に合わせたいとは思いますが、指定管理者の決定がですね、決定後に、そういう協議機関を設けまして、十分検討した上で、条例改正をしていきたいと考えております。できれば３月議会にでも提案できればと思います。以上です。

◎議長（山口 和幸君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり。）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから議案第３９号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって、議案第３９号は原案のとおり可決されました。

日程第８ 議案第４０号

◎議長（山口 和幸君） 日程第８、議案第４０号、あさぎり町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第４０号、あさぎり町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、提案いたします。提案理由を申し上げます。水道料金を改定するため、本条例の一部を改正する必要がある。よって、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により、議会の議決を求めるため提出するものです。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 上下水道課長。

●上下水道課長（深水 光伸君） おはようございます。引き続き説明をさせていただきます。今回の条例改正は、水道料金の改定を行うもので、基本料金の超過する使用料金の１立方メートル当たり１２０円を１３５円に改定するものでございます。条例改正の詳細につきましては、２ページをお願いいたします。新旧対照表で御説明をさせていただきます。別表第２、水道使用料の表におきまして、種別欄の一般用から、浴場営業用までの超過料金、１立方メートルにつき１２０円を、１３５円に改正し、水量欄に単位の表記がなかったところに、立方メートルの単位を追加するものでございます。１ページをお願いいたします。附則としまして、施行期日、１、この条例は平成３０年４月１日から施行する。経過措置、２、施行日前から継続して、水道水の供給を受ける水道使用者などの施行日以後最初に行う検針に係る水道料金については、改正後

のあさぎり町水道事業給水条例第25条の規定にかかわらず、なお従前の例によるとしております。説明は以上でございます。

◎議長（山口 和幸君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり。）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。（「なし」の声あり。）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから議案第40号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって議案第40号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第41号

◎議長（山口 和幸君） 日程第9、議案第41号、平成29年度あさぎり町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第41号、平成29年度あさぎり町一般会計補正予算（第6号）について提案いたします。平成29年度あさぎり町の一般会計補正予算（第6号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,705万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ108億4,531万2,000円とするものです。詳細につきましては、それぞれの担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いします。

◎議長（山口 和幸君） 企画財政課長。

●企画財政課長（神田 利久君） それでは、平成29年度あさぎり町一般会計補正予算（第6号）について説明させていただきます。1ページの続きを読ませていただきます。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。債務負担行為の補正、第2条、債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正による。5ページをお開けいたしたいと思います。第2表債務負担行為補正、追加の分ですが、総合行政システム機器保守業務、限度額が889万2,000円、ネットワーク保守管理業務、3,052万7,000円、職員用端末及び専用回線賃借、1億2,895万7,000円、庁舎業務系プリンタ賃借、1,727万5,000円、総合行政システム賃借、2億744万3,000円、地域情報通信基盤設備保守業務、6,523万7,000円となっております。これらにつきましては、通常の行政事務関係に伴う、職員用の端末とかプリンタ関係の経費、これが費用の期間が来しましたので、新たに契約を結ぶというふうなものです。続きまして、農業委員報酬、786万円、期間、平成29年度から平成30年度まで、これにつきましては、先ほど条例を可決していただきましたけれども、農業委員会の定数条例の制定で予算を伴うものであり、自治法第222条により、普通地方公共団体の長は条例その他議会の議決を要すべき案件が新たに予算を伴うこととなるものであるときは、必要な予算上の措置が的確に講ぜられる見込みが得られるまでの間は、これを議会に提出はしてはならないという条文がございますので、このため債務負担行為を行いまして、予算の確保を行うものでございます。それから、次におかどめ幸福販売店指定管理業務、941万3,000円、道路施設等維持管理業務、8,557万7,000円、小学校庁務業務、3,752万2,000円、中学校庁務業務、741万1,000円、中学校事務補助業務、746万3,000円、スクールバス運行业務、3,295万8,000円、須恵文化ホール施設管理業務、1,91

3万8,000円、教育施設維持管理業務、3,427万5,000円、学校給食調理運搬業務、1億6,192万6,000円、期間としまして、平成29年度から平成32年度までとなっております。これらにつきましても、いずれも業務の期間が29年度までとなっておりますので、再契約をするために今回、債務負担行為をしているものです。続きまして、8ページをお開けいただきたいと思います。ここからは企画財政課所管分について説明をさせていただきます。まず歳入です。1番下のほうになりますが、地方交付税、2億4,127万5,000円の減となっております。これは今回の補正による財源調整を、普通交付税で行ったところです。それから歳出のほうに移りまして、11ページをお開けいただきたいと思います。款2総務費、項1総務管理費、目7企画振興費の中で、1番下のほうになりますが、節19負担金補助及び交付金、地方バス運行等特別対策補助金、98万1,000円の補正となっております。これにつきましては、今年度の補助金の額が確定しましたので、その分を追加させていただいております。昨年からすると、98万1,000円多くなっておりますが、理由としましては、バス等ですね、老朽化に伴う経費がかかっているというふうなことで、増額となっております。それから次のページ12ページをお開けいただきたいと思います。スマートインターチェンジ整備促進協議会負担金、287万8,000円の補正となっております。今年度の負担金額が確定しましたので、今回補正を行っているところです。今年度の負担金の額が、1,258万9,138円となっております。スマートインターチェンジにつきましては、今順調に整備をされているところで、国道219号線沿いですね、仮設道路等の工事等も、今現在行われているところです。それから、その下、目8電子計算費、18万7,000円、一般財源が減となりまして、国県支出金が18万7,000円となっております。これにつきましては、後ほど生活福祉課長のほうから説明があるかというふうにと思いますが、保育園それから子供認定園等に向けた、職員ですね、処遇改善のためのシステム改修を行っております。その国庫補助金が、今回来ておりますので、それによりまして財源調整を行っているところです。以上、企画財政課の予算について、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いします。

◎議長（山口 和幸君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） 総務課所管分を御説明申し上げます。9ページをお願いいたします。まず歳入から御説明申し上げます。9ページ中ほどの、目1総務費県補助金でございます。国の補正につきましては、熊本県から権限移譲をされている12の事務に対し、交付される交付金の額の決定により、減額するものでございます。交付決定額、62万8,000円になりまして、それが補正後の額となるものでございます。次に、歳出でございます。11ページをお願いいたします。まず、歳出において、人件費を計上している目につきましては、すべて補正を行っているものでございます。今回、可決いただきました給与改定に伴う給料、期末勤勉手当及びこれらに影響する退職手当組合負担金、地方公務員共済組合負担金を補正しているところでございます。また、職員の異動や、各種手当での対象の変更により、所要の補正もあわせて行っているものでございます。なお、これは人件費を有する特別会計においても同様の補正を行っていることを、申し添えさせていただきます。なお11ページの中ほど、目1一般管理費の中で、節3職員手当等、説明の欄、退職手当特別負担金、515万円を計上いたしております。これにつきましては、早期退職認定応募者の繰り上げ退職にかかる退職手当特別負担金でございます。続きまして、20ページをお願いいたします。目1消防総務費でございます。これは歳入で説明申し上げました、権限移譲事務交付金の額の決定によりまして、消防組合において共同処理を行っております、2つの事務の負担金を補正するものでございます。補正後の額は4万2,000円になるものでございます。最後に23ページから給与費明細をつけております。まず23ページの特別職につきましては、今回の補正はございません。24ページから一般職の明細をつけております。まず総括では、給料職員手当、共済費、それぞれの補正後、補正前の額、比較を記載しております。また、下段の職員手当の内訳では、それぞれの手当の比較を行っているものでございます。25ページ、増

減額の明細では、今回給与改定に伴う補正、また、その他の増減といたしまして、手当等の対象の変更によるものを補正しております。それをそれぞれ、各給料、手当毎に示したものでございます。以上、総務課所管分の説明を終わります。

◎議長（山口 和幸君） 税務課長。

●税務課長（那須 正吾君） 税務課所管分について御説明申し上げます。8ページの歳入をお願いいたします。1番上の、款1町税、項1市町村民税、目1個人、今回補正額、1,329万6,000円の増となっております。節1現年度分、1,150万1,000円を計上しております。当初予算時に、調定見込み額の96%の収納率を見込んで、予算を計上しておりましたが、10月末現在での収納率の伸びを勘案して、収納率99%を見込み、1,150万1,000円の増とおります。節2滞納繰越分、179万5,000円を計上しております。当初予算時には、調定見込み額の15%の収納率を見込んで予算計上しておりましたが、現年度分同様に、10月末現在での収納率の伸びを勘案いたしまして、収納率32%を見込み、179万5,000円の増としております。次にその下の、目1固定資産税、節1現年度分、2,748万3,000円を計上しております。増額の主な要因は償却資産、その中でも太陽光発電分が当初予算見込みより増額となる見込みになりましたので、今回増額しております。次にその下の、目1軽自動車税、節1現年度分、292万9,000円を計上しております。13年を経過した車両に係る重課税の対象台数が増加したことによる増でございます。次にその下の、目2手持ち品課税、節1現年度分、1万1,000円を計上しております。申告が確定したことにより、今回増額ということでございます。以上で税務課所管分の説明を終わります。

◎議長（山口 和幸君） 町民課長。

●町民課長（宮原 恵美子さん） 町民課所管の補正予算について、御説明申し上げます。歳出でございます。13ページをお願いいたします。最下段になります。款3民生費、項1社会福祉費の目5国民年金事務費でございます。開けていただきまして、節13の委託料です。電算システム改修委託料、49万3,000円の減額でございます。これは国民年金法に基づきますところの届書の電子媒体化及び様式統一化が、平成30年3月に実施されます。それに伴いまして、市町村から日本年金機構へ提出します国民年金適用関係届書、報告書につきまして、平成29年度中にシステム開発に着手をし、完了することになっておりますが、当初予算で計上いたしておりました、日本年金機構から紙媒体で受領しております、処理結果の電子データ化につきまして、これにつきましてのみ30年度に措置されるということの、厚生労働省からの通知によりまして、その分を減額するものでございます。町民課所管につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） ここで、10分間休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時06分

◎議長（山口 和幸君） 休憩前に引き続き会議を再開します。生活福祉課長。

●生活福祉課長（竹下 正男君） それでは、生活福祉課所管分の説明をさせていただきます。歳入でございますが、9ページをお願いいたします。9ページの最上位でございますが、目2民生費国庫補助金でございますが、説明におきまして、地域生活支援事業補助金とありますが、これは障害者の自立支援といたしまして、法の改正による報酬等の改正に伴いまして、システムの改修費の国庫補助金分でございます。補助率は2分の1でございます。続きまして、その下の、子供子育て支援推進費国庫補助金ですが、企画からもあり

ましたように、保育園、認定こども園等ですね、処遇改善加算分のシステム改修、国庫補助分です。100%の補助になっております。9ページの中ほどですが、款15県支出金、目2民生費県補助金、説明の地域コミュニティ施設等再建支援事業補助金ですが、免田地区の慰霊塔に伴いますところの、震災関連の県の補助金でございます。次に10ページをお願いいたします。款20諸収入、雑入の施設型給付費返還金、97万円ですが、これにつきましては、認定こども園としての制度による施設型給付費加算分ではありますが、平成27年、28年度におきまして、制度の条件に該当しない部分が、本年度判明いたしましたので、返還をしていただくものでございます。次の地域子供子育て支援事業返還金、9,000円ですが、これにつきましては、社会福祉協議会のほうに実施していただいております、ファミリーサポート事業、子育て援助活動事業といいますが、28年度の実績による返還分でございます。次の施設型給付費国庫負担金精算金と、その下の施設型給付費県負担金精算金ですが、28年度の実績によりますところの国からと県からの追加交付でございます。続きまして、歳出に入ります。13ページをお願いいたします。款3民生費、社会福祉総務費の、19負担金補助及び交付金の遺族会補助金でございますが、これは免田地区の慰霊塔に伴います、補助金でございます。下のですね、目4障害者福祉費、説明の電算システム委託料でございますが、歳入でも御説明いたしましたように、障害者の自立支援といたしまして、法の改正によるシステム改修委託料でございます。その次の下の、上中球磨巡回支援専門員整備事業負担金につきましては、4カ町村での事業でありまして、保育所等の子供や親御さんたちが集まる場所にですね、巡回支援を実施しております。初期の段階からですね、専門員が支援する事業でございます。当初予算の段階では、その時点での見込み額で計上しておりましたが、本年度分の不足分を今回計上しております。続きまして、次のページの14ページをお願いいたします。中段の目7社会福祉施設費の時間外勤務手当ですが、温華乃遥温泉に対しまして、意見交換を含めまして、ヘルシーランド改修工事に伴います立ち会いや、協議等の職員の時間外分でございます。その次の13の委託料ですが、地域福祉拠点施設整備計画策定支援業務委託料ですが、温華乃遥温泉に対しまして、意見の交換を含めた、基本構想といいますが、事業構想を作成するための委託料でございます。次に、その下段の、目1児童福祉総務費の償還金利子及び割引料の、施設型給付費国庫負担金返還金、それから次の施設型給付費、県の負担金返還金につきましては、歳入にありましたが、施設型給付費の加算制度の条件に該当しない部分がありましたので、その分の国と県の返還金となります。その下の、地域子供子育て支援事業国庫補助金返還金、それからその次の、地域子供子育て支援事業県補助金返還金につきましては、28年度の事業の実績での返還でございます。国の返還金につきましては、次年度で精算ですので、病児病後児事業やですね、延長保育などの事業がありますが、それぞれの事業全体ですね、実績の清算での返還になります。また県につきましては、年度内での精算でありますので、延長保育事業とか、ファミリーサポート事業とかの、精算後の一部修正によります返還でございます。次の目2児童手当事業費の児童手当国庫返還金と、次の児童手当、県の返還金につきましては、平成28年度の児童手当の実績による国庫県費の返還金でございます。転入転出の異動によりまして返還が定まっております。続きまして15ページでございますけれども、目2の救護施設事業費、需用費の消耗品ですが、利用者の高齢化に伴いまして、おむつ等の利用の見込みがより多く必要になりまして、購入するものです。次の宿泊施設利用料、入居者給付金につきましては、本年度実施した実績により減額をさせていただいております。以上で生活福祉課の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 高齢福祉課長。

●高齢福祉課長（上村 哲夫君） それでは、高齢福祉課所管分の補正予算を説明を行います。歳出予算13ページをお開きください。中ほどになりますが、目2老人福祉費、節28繰出金で介護保険特別会計繰出金、129万8,000円を追加いたしております。主な内容といたしましては、来年4月からの介護保険制度

の一部改正に伴い、システムの改修を年度内に行っておく必要がございます。この費用につきましては、国の2分の1補助対象でありますので、町の負担分を介護保険特別会計の事務費に係る繰出金として、繰り出すものでございます。また現在策定を進めております、第7期介護保険事業計画に伴いまして、町内会の周知用パンフレット、事務用窓あき封筒の印刷製本費用などとなっております。高齢福祉課分は以上でございます。よろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 健康推進課長。

●健康推進課長（岡部 和平君） 健康推進課所管の補正予算について御説明申し上げます。10ページをお願いいたします。款18繰入金、目1特別会計繰入金、2億円でございますが、国民健康保険特別会計からの繰入金でございます。それから、款20諸収入の雑入ですけれども、1番上の後期高齢者医療市町村療養給付費負担金精算金、606万1,000円の補正でございます。28年度の療養給付費負担金の額の確定に伴いますところの精算金の受け入れでございます。歳出でございます。13ページをお願いいたします。中ほどです、目2老人福祉費、節28繰出金、後期高齢者医療特別会計歯科口腔健康診査繰出金、3万6,000円でございますが、後期高齢者の歯科口腔検査の個人負担分、1人400円負担していただきますけれども、その90人分を今回補正させていただくものでございます。合わせて、130人分を今年度見込んでおります。それから、15ページをお願いいたします。款4衛生費、目1保健衛生総務費です。節19負担金補助及び交付金の鍼灸治療費助成金30万円の減額です。本年度の執行状況を見ての減額となっております。次のページをお願いいたします。目5母子保健事業費、節13委託料でございますが、妊婦健康診査の委託料、215万円の減額です。当初予算では、130人を基礎としまして、計上しておりましたけれども、現行100人を切るぐらいの見込みということで、妊婦の健康診査の委託料を減額するものでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 農業振興課長。

●農業振興課長（甲斐 真也君） 農業振興課所管分の補正予算につきまして説明いたします。歳入からとなります。9ページをお願いいたします。2枠目の目4農林水産事業費国庫委託金、川辺川農業水利事業計画変更等同意徴集補助業務委託金としまして、当初382万円計上をし、業務を進めてまいりましたが、同意に伴う同意書の郵送での手続や、九州農政局独自での積極的な戸別訪問によりまして、あさぎり町が関与する事務が減少したために、336万6,000円を減額するものです。3枠目の、目4農林水産事業費県補助金で中山間地域等直接支払い交付金は、協定農用地の追加により増額するものです。環境保全型農業直接支払い推進補助金は、県の交付決定により増額しまして、環境保全型直接支払い交付金は、県の交付内示により減額するものです。産地パワーアップ事業補助金、480万1,000円は、イチゴの高設システム等の導入について、事業費が確定しまして、36万9,000円増額するものと、今回新たな事業としまして、お茶の機械設備を導入するために、443万2,000円を追加するものです。続きまして歳出となります。16ページをお願いいたします。2枠目の、目3農業総務費の財源内訳で国県支出金の、167万9,000円の減額は、先ほど歳入で説明しました、川辺川事業の業務委託分の一部となります。次に、目4農業振興費、節18備品購入費につきましては、地方創生推進交付金事業を活用し、栗の作付拡大を図っておりますが、2年目の取り組みとしまして、果樹の剪定した枝をチップ化するウッドチップパー2台を導入し、農業支援センターへ貸与し、事業に取り組むものであります。次ページの目8水田農業経営確立対策事業費、節19負担金補助及び交付金の産地パワーアップ事業補助金は、イチゴの高設システムとイチゴのラップ機を整備しましたが、事業費が確定し、36万9,000円を追加するものと、上川南地区で乗用型茶摘採機1台とトラックコンテナ1台の事業取り組み申請がありましたので、443万2,000円を今回新たに予算計上するものです。目12農業振興地域整備促進事業費、節13委託料の航空写真等取り組み業務委託料で

すが、農業振興地域の全体見直しに向けまして、現在事務を進めております。農業委員会が非農地と判断した農地が400筆を超えており、今回の全体見直しで、除外をする予定としてしているところです。当初、県の説明では、基礎調査を現地に確認しまして、写真管理を行うよう、指示がございましたが、現地の確認写真を航空写真に代えることができるとの回答をいただいたところです。その場合は、最新の航空写真が必要となりますが、現時点では、平成19年度に撮影された状況が町のシステムに反映されており、最新の航空写真は、平成27年10月に撮影されたもので、その航空写真の背景図を取り込む必要があるために、16万2,000円の業務委託費をお願いするものです。次に、目13中山間地域等直接支払制度事業費、節19負担金補助及び交付金につきましては、平成29年度の対象面積が確定したことによるものです。目15環境保全型農業直接支払い制度事業費、節19環境保全型農業直接支払い交付金は、有機農業での取り組みをされる申請面積が増加したことによりまして、助成金の増額をお願いするものです。目16農地費、節19の熊本県農業農村整備事業推進交付金は、9月の補正予算で、土地改良区への町からの補助金を15%で計上させていただいておりましたが、土地改良区からの強い要望もありまして、町の事業費を20%に引き上げをしましたので、5%分を今回予算計上したものであります。目17川辺川総合土地改良事業費、節3職員手当等の時間外手当は、川辺川農業水利事業計画変更等に伴う、関係農家への戸別訪問を九州農政局職員と同行しまして実施してきたところですが、九州農政局側での郵送による同意手続や農政局独自の戸別訪問により、あさぎり町が関与する事務が減少したことによったことと、勤務時間内での対応が円滑に進められたことにより、減額するものです。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 商工観光課長。

●商工観光課長（北口 俊朗君） それでは商工観光課所管の補正予算につきまして説明いたします。12ページをお開きください。上段の目19地域おこし協力隊費、これは予算の組み替えになります。19負担金補助及び交付金の、地域おこし協力隊活動助成金を、49万8,000円減額いたしまして、今後想定される旅費に45万8,000円、それに伴う駐車場使用料で2万円、そして研修負担金2万円に組みかえるものであります。続きまして、18ページをお開きください。中段の、目1商工総務費です。節19負担金補助及び交付金です。これは駅前商店街駐車場運営補助金といたしまして、商工会へ支出するものですが、保証料、借地料含めて、90万円を計上しております。その下です、目2緑の街づくり事業費、節11需用費、食糧費45万の減、この事業につきましては、くま川鉄道沿線の花づくり活動といたしまして、食糧費を計上し、花づくりを依頼協力しておりましたけれども、不用額として45万円の減額を計上いたします。それと原材料費、74万7,000円の減額ですけれども、その球磨川沿線の花づくりにつきましては、当初延長550メートル、6団体ほどで予定しておりましたけれども、了承いただいたのが、地元の老人クラブ1団体ということで、6団体6区画分、予定していたのを2区画分のみ、堆肥・除草剤・種子代等を確保いたしまして、後の4区画分につきましてはの減額となります。以上です。

◎議長（山口 和幸君） 建設林業課長。

●建設林業課長（坂本 健一郎君） 次に建設林業課分の説明を行います。歳出18ページをお願いいたします。最上段の枠でございますが、1番上の前ページからの林業総務費関係でございます。節27公課費、消費税といたしまして、39万8,000円の増額補正でございますが、これは上財産区分に係る素材生産収入に係る消費税を、納入する分でございます、9月分までの分でございます。次に目3公有林整備事業費、17節公有財産購入費でございますが、これは新たに、上井上地区の分収林買い上げが成立しましたので、増額をお願いするものでございます。1件1.35ヘクタール分でございます。建設林業課分につきましては以上でございます。

◎議長（山口 和幸君） 上下水道課長。

●**上下水道課長（深水 光伸君）** 上下水道課分につきまして、説明をさせていただきます。歳出の16ページをお願いいたします。上段の2番目の、目10水道費の補正は、水道事業特別会計の補正に伴いまして、公営企業繰出金の基準により補助金として繰り出すものでございます。職員の児童手当に充てるものでございます。19ページをお願いいたします。最下段の、目1下水道費の補正は、下水道事業特別会計の補正で、平成28年度決算による繰越金を計上したため、繰出金の減額を行うものでございます。以上でございます。

◎**議長（山口 和幸君）** 教育課長。

●**教育課長（木下 尚宏君）** それでは教育課所管分について、御説明申し上げます。歳入、9ページをお願いいたします。最下段、目1指定寄附金でございます。教育費寄附金といたしまして、10万円受け入れを行っております。本年度におきまして、関西ふるさと会から寄附をいただいております、それを歳入に受け入れるものでございます。歳出に移ります。20ページをお願いいたします。2枠目の目3教育振興費、節19負担金補助及び交付金30万円でございますが、教育委員会では、子供育成奨励支援金として、文化スポーツで九州大会以上の大会に出場する児童生徒に交付しておりますけれども、本年度におきまして、例年以上の申請がございましたので、補正をお願いするものでございます。その下、小学校費の目1学校管理費、節15工事請負費、500万円でございますけれども、これは深田小学校に、来年度肢体不自由の児童が入学予定となっております。スロープ改修、手すりの設置、段差解消、それからシャワールームの設置などを、4月の入学までに対策を講じたいと思っておりますので、今回計上をさせていただいております。次に、節18備品購入費、10万円でございますけれども、これは関西ふるさと会からの寄附金を活用いたしまして、図書を購入するものでございます。小学校でございますので、1校当たり2万円、5校分として措置をいたしております。最下段、中学校費の目1学校管理費、節13委託料、25万8,000円につきましては、中学校正門にサザンカが植えてありますけれども、これがシロアリ被害の確認がされましたので、伐採・抜根・植栽費用として計上をいたしております。次のページ、目6生涯学習センター事業費、節12役務費、21万1,000円を減額いたしております。センター内の空調設備、簡易検査手数料を計上してございましたけれども、本年度におきまして、専門業者による法定定期点検を実施いたしております。ですので簡易検査につきましては減額をいたしております。次に、最下段、目1給食センター運営費、11需用費130万円でございますけれども、給食センターでは燃料といたしまして、重油を使っておりますけれども、当初予算時の単価、リッター当たり70円で計算してございましたけれども、燃料費の高騰、現在はリッター当たり83円で納入しております。また使用量も若干増えていますことから、補正をお願いするものでございます。以上で教育課所管分の説明を終わります。どうかよろしくをお願いいたします。

◎**議長（山口 和幸君）** 説明漏れありませんね。提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番、難波文美議員。

○**議員（2番 難波 文美さん）** 2番、難波です。生活福祉課所管分についてお尋ねいたします。10ページ、雑入の中で、施設型給付費返還金が出ておりました。97万円ということで、町内に2つの子供園がございしますが、その返還の理由などは、何だったのかをお願いします。

◎**議長（山口 和幸君）** 生活福祉課長。

●**生活福祉課長（竹下 正男君）** お答えいたします。施設型給付金の返還ですが、これは2つの幼稚園がありまして、その分ですけれども、実は減価償却というか、今いろんな加算金が処遇改善とかということでですね、ついておりますが、28年度、それと27年度にですね、施設関係の改修を実施しまして、その前にですね、施設改修をやったんですが、減価償却加算分とか、それから施設関係の評価加算というのが、実際にありまして、その加算の中でですね、その対応が単価の誤りとかですね、それから減価償却の加算の誤りとか、そういうその加算に対する条件に対しての誤りが見つかったものですから、その分の返還をしてもら

うようになっております。2つの園の分の、そういう加算分の誤りが見つかったということで、繰り返しま
すけど、返還が伴ってるということです。以上です。

◎議長（山口 和幸君） 難波議員。

○議員（2番 難波 文美さん） ということは、その業者のほうでの、見積もりとかそういう計算の間違い
ということなんでしょうか。

◎議長（山口 和幸君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（竹下 正男君） すいません、ちょっと説明が悪くて。前にですね、昭和53年ぐらいにで
すね、国庫補助を受けて事業をやられた場合に、施設の改修をされたりした場合にですね、また最近そうい
う認定こども園とかいろいろなった場合に、施設を改修するとか、いろいろ条件が出てくるんですが、その
条件の中で、改修が補助金をいただいているか、ないかということから始まりまして、その改修に対して、
減価償却分の加算分とか、いろいろそういう条件がありまして、園のほうから申請が県と国のほうに出てる
んですが、その段階では、園としては、その補助金を受けてないということで、申請をしてあったみたいで
す。それが今回そのいろんな事業の中で、県のほうに申請を出したら、申請を出しましたら、その分が前に
補助金を受けてるから、この加算は難しいですよということで、条件にあいませんということで、そこがわ
かってきたということで、今回それを返還をしてもらうということで、県と国のほうから指導を受けたとこ
ろでございます。

◎議長（山口 和幸君） 難波議員。

○議員（2番 難波 文美さん） はい、御説明ありがとうございました。わかりました。

◎議長（山口 和幸君） 他に、ありませんか。

（「なし」の声あり。）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論あ
りませんか。

（「なし」の声あり。）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから議案第41号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方
は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第42号

◎議長（山口 和幸君） 日程第10、議案第42号、平成29年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予
算（第2号）についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第42号、平成29年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
について提案いたします。平成29年度あさぎり町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は次に定め
るところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,533万円
を減額し歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ28億5,284万1,000円とするものでございます。
詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお
願いします。

◎議長（山口 和幸君） 健康推進課長。

●健康推進課長（岡部 和平君） 平成29年度あさぎり町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につい
て御説明申し上げます。1ページの続きを読ませていただきます。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区

分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。今回の補正は、退職被保険者にかかります療養給付費の交付金の変更交付決定があった分による歳入の減額と、それから予備費に計上しておりました、平成28年度からの繰越金を一般会計に繰り出すものが主なものでございます。6ページをお願いいたします。目1の療養給付費等交付金、1,533万円の減額でございます。退職被保険者にかかりますところの療養費にかかる交付金の変更交付決定がございましたので、それに合わせたところの減額でございます。次のページから歳出でございますが、款2保険給付費、目2退職被保険者等療養費、歳入で減額いたしましたところの、財源の変更でございます。その後の、項2高額療養費、目2退職被保険者等高額療養費でございますが、ここで歳入の減額に伴うところの調整をさせていただいております。108万2,000円の減額です。それ以降の後期高齢者支援金と、それから款4前期高齢者納付金と、その次のページの、款6介護納付金につきましては、交付決定がございましたところの、決定額にかかわるところの補正でございます。最後のページの、上から2段目です。款11諸支出金、目3償還金、144万2,000円でございますが、平成28年度の特定健康診査保健指導に係る国と県の負担金の精算金でございます。それぞれ3分の1ずつ負担していただいておりますけれども、その清算による、72万1,000円ずつを返還するものでございます。その下です。目1一般会計繰出金、2億円を一般会計に繰り出すものでございます。28年度の繰越金を予備費として積ませていただいておりますけれども、30年度以降の国保の制度改革によりまして、今、町が5億1,000万ほど基金を持っております。予算上ですね、これを基金に積んで7億の基金にするかっていうところも検討したところですが、大体、療養費の3カ月分、ですから1億1,000万ぐらいが毎月療養費で出ますので、その3カ月分、3億あれば、基金としては十分ってことです。5億に積むことはせずに、一般会計から、国保の会計がちょっと厳しかったときに、法定外の繰り入れとして2億円を受け入れております。その分をお返しするという形で、一般会計に繰り出すものでございます。28年度繰越金の用途としては、もう一つは、保険事業に充当するというのがございましたが、30年度以降の制度改革で保険者努力支援制度というのがございます。それにのっとって保健事業を実施すれば、その交付金が財源としてございますので、基金として積んで、それを充てるということもしなくていいんじゃないかということで、一般会計に繰り出すものでございます。以上説明を終わります、よろしくをお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり。）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第42号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって議案第42号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第43号

◎議長（山口 和幸君） 日程第11、議案第43号、平成29年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第43号、平成29年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について提案いたします。平成29年度あさぎり町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は次

に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ516万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,941万8,000円とするものであります。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 健康推進課長。

●健康推進課長（岡部 和平君） 平成29年度あさぎり町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。1ページの続きを読ませていただきます。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。6ページをお願いいたします。今回は、後期高齢者医療保険料、皆さんに負担していただいている保険料の現在のところの収納状況、賦課状況を見たところの補正でございます。特別徴収分を、211万1,000円、普通徴収分を、110万円補正するものでございます。現況としまして、高額所得者が、国保から後期高齢者医療に移ってこられたというような状況があるようでございます。それから款3の繰入金、一般会計繰入金、一般会計で御説明申し上げました、歯科口腔健康診査の個人負担分にかかるところの繰入金、3万6,000円でございます。それから繰越金、28年度からの繰越金を全額計上するということで、191万6,000円の増額の補正でございます。次のページ、歳出でございます。目1後期高齢者医療広域連合納付金、461万7,000円の補正でございますが、先ほど申し上げました保険料を聴取いたしまして、その分を後期高齢者医療広域連合に納付する部分でございます。滞納繰越分も含めましたところの状況を見まして、461万7,000円を補正するものでございます。それから目1健康診査等事業費、37万5,000円の委託料の補正でございますけれども、歯科口腔検査事業の見込み数を90人分増やしまして、その分の増額37万5,000円でございます。次の目1保険料還付金です。17万円の補正ですが、特別徴収の方の過年度分の保険料の還付見込み額を計上させていただいております。17万円です。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり。）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。（「なし」の声あり。）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから議案第43号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって議案第43号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第44号

◎議長（山口 和幸君） 日程第12、議案第44号、平成29年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第44号、平成29年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算（第3号）について提案いたします。平成29年度あさぎり町の介護保険特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ185万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億8,553万円とするものです。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 高齢福祉課長。

●高齢福祉課長（上村 哲夫君） それでは議案第44号について説明をさせていただきます。予算書1ページ、第1条第2項を朗読いたします。2歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出補正予算による。今回の補正予算につきましては、介護保険制度の一部改正に伴うシステム改修経費と、来年からの第7期介護保険事業計画の周知のためのパンフレット経費、並びに事務用の窓あき封筒の印刷代が、人件費以外の主な内容となっております。歳入予算から説明をいたします。6ページをお願いいたします。目3介護保険事業補助金、節1介護保険事業補助金で、介護保険制度改正に伴うシステム改修補助金として、53万円を計上いたしております。一般会計補正予算で説明申し上げました、システム改修に伴う国庫補助金として、経費の2分の1相当額を受け入れるものでございます。次に目1利子及び配当金、節1基金利子として、2万3,000円を計上いたしております。介護保険給付費準備基金条例第4条の規定に基づき、現在積み立てている基金の利息分を、この基金に編入するものでございます。次に、目2その他一般会計繰入金、節1事務費繰入金として、129万7,000円を計上いたしております。一般会計補正予算、本会計への繰出金で説明いたしました、システム改修経費、印刷製本費用などの、経費の一般会計からの繰入金となっております。7ページをお願いいたします。続きまして、歳出予算を説明いたします。目1一般管理費、節11需用費、印刷製本費で、27万2,000円を計上いたしております。各種事務用通知用の窓あき封筒と、納付書を印刷しますが、専用のOCR表の印刷費用となっております。節13委託料、介護保険システム改修委託料として、106万1,000円を計上いたしております。特定財源の内訳として、歳入で説明いたしました、2分の1相当額の補助金、53万円、一般会計繰入金の事務費分として、88万2,000円で、介護保険制度改正に伴うシステム改修経費となっております。目1計画策定委員会費、節11需用費で、印刷製本費、41万3,000円を計上いたしております。先ほど説明いたしましたとおり、第7期介護保険事業計画内容の町内周知用パンフレット印刷費用として、計上したものでございます。次に目1基金積立金、節25積立金、介護保険給付費準備基金積立金で2万4,000円、歳入の預金利子で説明をいたしました利息分を、条例に基づき、この特別会計へ積み立てるものでございます。次の8ページをお開きください。人件費は省略いたしまして、目1予備費で、16万2,000円の減額といたしております。歳入歳出予算の調整として予備費を減額し、調整を行ったものでございます。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり。）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから議案第44号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって議案第44号は原案のとおり可決されました。ここで休憩いたします。午後は1時30分に再開いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時30分

日程第13 議案第45号

◎議長（山口 和幸君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。日程第13、議案第45号、平成29年度あさぎり町水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第45号、平成29年度あさぎり町水道事業特別会計補正予算（第2号）について提案いたします。第1条、平成29年度あさぎり町水道事業特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 上下水道課長。

●上下水道課長（深水 光伸君） それでは引き続き説明をさせていただきます。まず1ページの、第2条から読み上げさせていただきます。第2条、平成29年度水道事業特別会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入、科目、第1款、水道事業収益、補正前の額、3億8,941万1,000円、補正額16万円、計3億8,957万1,000円、支出科目、第1款事業費用、補正前の額、3億6,330万6,000円、補正額、1,544万5,000円、計3億7,875万1,000円。次のページをお願いします。第3条、予算第4条本文括弧書きの全文を、（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,639万円は、過年度損益勘定留保資金6,934万7,000円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額704万3,000円で補てんするものとする。）に改め、資本的収入支出の予定額を次のとおり補正する。収入科目、第1款資本的収入、補正前の額、1億9,130万円、補正額ゼロ、計1億9,130万円、支出科目、第1款資本的支出、補正前の額、2億6,755万2,000円、補正額13万8,000円、計2億6,769万円、第4条、予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。科目、職員給与費、補正前の額、4,797万7,000円、補正額、136万2,000円、計4,933万9,000円。詳細につきましては、12ページをお願いいたします。補正予算説明書で説明をさせていただきます。収益的収入及び支出で収入の部です。目2他会計補助金の補正は、繰り出し基準に基づきまして、一般会計からの繰り入れを計上したものでございます。職員に支給する児童手当分でございます。次のページの支出でございますが、目1原水及び浄水費の補正は、岡留浄水場、岡原第1浄水場及び並木浄水場の、浄水施設の修繕費用を計上したものでございます。次の目2配水及び給水費の補正は、深田中央配水地配水流量計の修繕費を計上したものでございます。次の目4総係費は、人件費の補正でございます。14ページをお願いいたします。目3の、その他特別損失は、職員の給与改定に伴う、平成29年6月賞与に係る補正でございます。15ページにつきましては、資本的収入及び支出でございますが、人件費の補正でございます。6ページをお願いいたします。平成29年度あさぎり町水道事業のキャッシュフロー計算書でございます。7ページにありますように、資本増加額、3,432万2,000円、資金期首残高、2億8,188万2,000円、資金期末残高、3億1,620万4,000円となる見込みでございます。次のページ、8ページと9ページにつきましては、給与費の明細を載せております。次の10ページから、11ページにつきましては、予定貸借対照表でございます。資金の合計、負債資本の合計ともに、46億2,162万1,806円となる見込みでございます。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり。）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

◎議長(山口 和幸君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長(山口 和幸君) これから議案第45号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(山口 和幸君) 起立多数です。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第46号

◎議長(山口 和幸君) 日程第14、議案第46号、平成29年度あさぎり町下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長(愛甲 一典君) 議案第46号、平成29年度あさぎり町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について提案いたします。平成29年度あさぎり町の下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、215万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億6,638万2,000円とするものです。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長(山口 和幸君) 上下水道課長。

●上下水道課長(深水 光伸君) それでは、引き続き説明をさせていただきます。1ページの続きを読ませていただきます。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。それでは、4ページをお願いいたします。歳入でございます。目1下水道事業一般会計繰入金は、今回の補正で、平成28年度事業の決算による繰越金を、全額計上しましたことと、歳出予算の減額補正により、一般会計からの繰入金を減額するものでございます。次の目1繰越金は、平成28年度事業の決算による実質収支の繰越額を満額計上したものでございます。次の目1利子及び配当金は、減債基金の利子が確定したため減額するものでございます。次のページ、歳出でございます。目2下水道維持費の補正は、節19負担金補助及び交付金の補正で、流域下水道維持管理負担金の資本費負担分が、負担率の見直しによる負担額の減と、平成28年度分汚水流入量による精算によります、本年度負担金の額が確定しておりますので、それにより減額するものでございます。目4につきましては、人件費の補正でございます。目5基金費は、歳入の減債基金利子が減額となったため、積立金の減額を行うものでございます。以上説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎議長(山口 和幸君) 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。
(「なし」の声あり。)

◎議長(山口 和幸君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

◎議長(山口 和幸君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長(山口 和幸君) これから、議案第46号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

◎議長(山口 和幸君) 起立多数です。したがって議案第46号は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第47号

◎議長(山口 和幸君) 日程第15、議案第47号、平成29年度球磨郡介護認定審査事業特別会計補正予

算（第3号）についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第47号、平成29年度球磨郡介護認定審査事業特別会計補正予算（第2号）について提案いたします。平成29年度球磨郡介護認定審査事業特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いします。

◎議長（山口 和幸君） 高齢福祉課長。

●高齢福祉課長（上村 哲夫君） それでは、球磨郡介護認定審査事業特別会計補正予算（第2号）について説明申し上げます。今回の補正予算につきましては、審査会事務局職員の人件費補正に伴い、追加補正額を予備費で調整するものでありまして、歳入歳出予算の総額に増減はありません。補正予算書4ページをお願いいたします。歳出の補正のみとなっております。目1、一般管理費は人件費の追加補正でございます。次の目1予備費で、人件費の追加補正額、5万1,000円を予備費で調整するもので、歳出合計3,249万5,000円に変更はございません。以上で説明終わります。よろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり。）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから議案第47号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって議案第47号は原案のとおり可決されました。

日程第16 認定第10号

◎議長（山口 和幸君） 日程第16、認定第10号、平成29年度あさぎり町上財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 認定第10号、平成29年度あさぎり町上財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度あさぎり町上財産区特別会計歳入歳出決算書をあさぎり町監査委員の決算審査意見書を付けて提出し、議会の認定に付するものでございます。9月議会におきまして、上財産区の財産に関する処分について、また上財産区設置条例等を廃止する条例の制定について、提案し可決いただき御礼を申し上げます。そのことにより、今回、決算を認定に付するものでございます。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上認定いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） ここで決算審査に当たられました、山本代表監査委員に審査結果の報告を求めます。山本監査委員。

●代表監査委員（山本 司君） 御苦労様です。代表監査委員の山本でございます。よろしくお願いいたします。御案内のとおり、上財産区特別会計が見直しをなされまして、本年9月末をもちまして、一般会計へ繰り入れされることになりました。9月末までの決算につきまして、審査に付されましたので、この内容につきまして、御報告を申し上げたいと思います。既に皆様方につきましては、決算書についてご覧になっていただいていると思いますので、決算審査意見書について、お手元の資料に基づき、御説明を申し上げたいと思

います。2番の審査基準から、4番の審査要領につきましては、省略をさせていただきたいと思います。5番の決算の概要であります。歳入歳出とも、総額2億6,763万8,508円となっております。歳入における財産収入は、主に素材生産収入であります。また、繰入金はすべて基金からの繰り入れとなっております。歳出では、総務費2億3,534万7,129円のうち、一般会計への繰出金が、2億3,382万1,205円となっております。財産造成費のうち、そのほとんどが公有財産購入費として、分収林等の買い上げに要した費用となっております。審査の結果と意見について述べます。審査に付されました平成29年度の歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金運用状況調書に関する調書等につきましては、関係法令に準拠して作成されておりまして、その計数は関係諸帳簿その他証ひょう書類と照合し、また関係職員への質問等により審査をしました結果、適法かつ適正に処理されているものと認められました。また財産管理につきましては、毎月行っております例月現金出納検査等を通じまして、定期的に関係帳簿との突合行いまして、適切に管理されていることを確認しております。以上、簡単であります。決算審査の報告とさせていただきたいと思います。

◎議長（山口 和幸君） これから決算審査意見書について、代表監査委員に質疑を許可します。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで代表監査委員への質疑を終わります。次に担当課長より説明を求めます。建設林業課長。

●建設林業課長（坂本 健一郎君） それでは、歳入歳出決算書について、御説明を申し上げます。決算書の3ページをお願いいたします。事項別明細書、歳入のほうでございます。まず目1財産区手数料でございます。これは財産区の入山手数料分でございます。16件分でございます。次に中ほど、目2利子及び配当金でございます。これは財産区基金の利子収入でございます。次に、目1財産売払収入、これは素材売払収入、間伐木、それから支障木等の売払収入でございます。1基金繰入金でございます。これは上財産区財政調整基金の全額を、一旦ここに収入を受け入れたものでございます。次に繰越金でございます。前年度繰越金を計上いたしております。雑入、これは9月までの球磨中央森林組合事業の奨励金として受け入れたものでございます。次に、5ページ、歳出のほうをお願いいたします。目1管理会費でございます。報酬、管理会委員の報酬、これは管理会委員7名の半年分の報酬でございます。旅費、費用弁償でございますが、これは管理会の会議を行いました3回分の費用弁償でございます。目2一般管理費、14番使用料及び賃借料で、作業道借地料でございますが、立石林業さんの作業道を借地しておりますので、年間の6万円の借地料を支払いをしたところでございます。25積立金でございますが、財産区基金の基金の利子を、ここで積み立てを行っています。一旦基金のほうに、ここで積み立てるものでございます。公課費でございますが、消費税、これは28年度分の収入に対しまして、9月末までに納入した消費税でございます。繰出金、これは一般会計へ特別会計分のすべての残金を、ここで一般会計へ繰り出したものでございます。次に目1財産造成管理費でございます。消耗品費は、分収林買い上げ等に係ります契約書等に使いました収入印紙を購入したものでございます。役務費、組合手数料、これは素材生産委託料の5%分を支出したものでございます。市場手数料につきましては、素材生産収入の6%と桤積料の手数料でございます。森林国営保険料、1ヘクタール分の、森林国営保険分をかけたものでございます。委託料、造林委託料、これは半年分でございますので、下刈り事業につきましては、8.2ヘクタール分の委託料として支払ったものでございます。14の使用料及び賃借料でございますが、会場使用料といたしまして、財産区に関する説明会等を、JA中球磨支所のほうで行っておりますので、2回分の会議室使用料を、支払いをいたしました。公有財産購入費でございますが、これは今年度9月までに、分収林の買い上げを17件、27.85ヘクタール分を買い上げいたし

ましたので、その分の購入費でございます。次に、6ページのほうをお願いいたします。29年度実質収支に関する調書でございます。歳入総額歳出総額とも、2億6,763万9,000円でございます。歳入歳出差引額はゼロでございます。次に、最終ページ、財産に関する調書でございます。公有財産（1）山林でございます。前年度末現在高の面積、1,642万3,400平方メートルでございますが、これをすべて本年度決算年度中に減額いたしまして、決算年度末現在高はゼロとなります。立木の推定蓄積量でございます。すべてを、今年度決算年度中に減額いたしまして、決算年度末現在高はゼロでございます。2基金でございますが、前年度末現在高、2億4,451万621円。今年度におきまして、すべての基金を減額いたしまして、本年度9月末現在高で0円となりました。以上でございます。

◎議長（山口 和幸君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これから認定第10号を採決します。本案は認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって、認定第10号は認定することに決定をしました。

日程第17 請願第9号

◎議長（山口 和幸君） 日程第17、請願第9号、あさぎり町防災対策基本条例の制定についての請願についてを議題とします。本件は、平成28年12月定例日において、総務文教常任委員会に付託した案件であります。本件について、委員長の報告を求めます。永井総務文教常任委員長。

◎総務文教常任委員長（永井 英治君） 請願の審査報告をいたします。総務文教常任委員会に付託されておりました請願書を審査しました結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第90条の規定により報告いたします。1、審査事件、平成28年12月6日付託、請願第9号、あさぎり町防災対策基本条例の制定について、2、審査の概要、平成29年1月27日から、平成29年11月29日までの、ここに記載のとおりでございます。3、審査の結果は、採択すべきものであります。採択すべきものとした理由を簡単に説明させていただきます。町民の生命と財産を守り、安全安心な町を築いていくことは、行政と議会の責務であります。請願の審査の期間中におきまして、議員各位におかれましても、防災についての勉強会、研修会により、防災知識の向上を図っていただきました。町内におきましても、現在、自主防災組織の設置や、防災訓練等、町民の皆様の防災に対する意識の向上が図られております。しかし、これから先、大きな災害が、いつ発生するかもわからない今日におきまして、町民の皆様の、なお一層の防災意識の向上と共有を図るために、防災の基本理念を条例化することに対しまして、異議なしとしました。よって本委員会の審査の結果は、採択すべきものとした次第であります。以上、請願の審査報告といたします。

◎議長（山口 和幸君） 委員長の報告が終わりました。これから委員長に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから請願の審査報告について採決します。この請願書に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって、請願第9号は採択することに決定しました。

日程第18 陳情第3号

◎議長（山口 和幸君） 日程第18、陳情第3号、齊堂地区の百太郎にかかる橋と周辺の早期改良及び町道環状線永岡齊堂線の早期改良の要望についてを議題とします。本件は、平成28年9月定例日において、建設経済常任委員会に付託した案件であります。本件について、委員長の報告を求めます。久保田建設経済常任委員長。

◎建設経済常任委員長（久保田 久男君） 陳情書の審査報告をいたします。本委員会に付託された陳情書を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第91条の規定により報告します。1、審査事件、平成28年9月6日付託、陳情第3号、齊堂地区の百太郎溝にかかる橋と周辺の早期改良及び町道環状線永岡齊堂線の早期改良の要望書について、①当該橋の上に県道方向に出ようとする車両が一時停止していても、県道側から容易に進入できるような幅員の橋梁に架け替えをお願いしたい。②当該カ所の県道多良木相良線が百太郎溝と並行し急カーブしているため、交通事故の発生が予想される。当該カーブに拡幅を設け、なお県道から当該橋への侵入を容易にするための右折車線の設置を県側に要請していただきたい。③岡原南地区の幹線道路である町道環状線、齊堂永岡線につきましては、町道岡原多良木線から当該橋までの早期道路改良の計画をお願いしたい。2、審査概要、平成28年9月13日の現地調査から、平成29年11月30日まで6回開催して審査しております。3、審査の結果、①採択すべきものと決する。②、③については不採択とすべきものと決する。4、委員会の意見としましては、①について、本路線の通行量及び事業費等費用対効果を鑑み、車両が離合可能な範囲（2車線）での架け替えとすること。②、③については、本路線の通行量、改良した場合の事業費及び用地買収の発生等費用対効果を鑑み、また、町内各路線との整備の緊急性等を比較検討した結果、不採択としたもの。以上、建設経済常任委員会の審査報告といたします。

◎議長（山口 和幸君） 委員長の報告が終わりました。これから、委員長に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから陳情の審査報告についてを採決します。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって、陳情第3号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第19 陳情第6号

◎議長（山口 和幸君） 日程第19、陳情第6号、町道別府線の危険カ所改良整備要望書についてを議題とします。本件は、平成29年9月定例日において、建設経済常任委員会に付託した案件であります。本件について、委員長の報告を求めます。久保田建設経済常任委員長。

◎建設経済常任委員長（久保田 久男君） 陳情書審査報告を行います。本委員会に付託された陳情書を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第91条の規定により報告します。1、審査事件、平成29

年9月5日付託、陳情第6号、町道別府線の危険箇所改良整備要望書について、2、審査の概要、平成29年9月6日、現地調査を行っております。平成29年11月30日、2回委員会を行っております。3、審査の結果、採択すべきものと決する。4、委員会の意見、交通事故防止のための幅員確保、交通安全施設設置等の対策を講じること。以上、建設経済常任委員会の審査報告としていたします。

◎議長（山口 和幸君） 委員長の報告が終わりました。これから委員長に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから本陳情書についてを採決します。この陳情書に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって陳情第6号は採択することに決定しました。

日程第20 発議第4号

◎議長（山口 和幸君） 日程第20、発議第4号、道路整備事業予算の総額確保に関する意見書についてを議題とします。本案について、提出者の趣旨説明を求めます。久保田建設経済常任委員長。

◎建設経済常任委員長（久保田 久男君） 発議第4号、平成29年12月15日、あさぎり町議会議長、山口和幸様。提出者、あさぎり町議会建設経済常任委員長、久保田久男。道路整備事業予算の総額確保に関する意見書について、上記の議案を、別紙のとおり会議規則第10条第3項の規定により提出します。提出理由、今後も道路の整備や維持管理を安定的かつ継続的に進めていくために、国におかれては、必要な道路事業予算を十分確保するとともに、大型補正予算を早急に編成するよう強く要望し、あわせて、現在道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の規定により、交付金事業の補助率等が嵩上げされている平成29年度までの時限措置についても、補助率等の低減は自主財源に乏しい地方自治体にとっては、地方創生にも多大な影響が生じることとなることから、平成30年度以降も現行制度を継続されるよう強く要望するためであります。以上です。

◎議長（山口 和幸君） 趣旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから発議第4号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

◎議長（山口 和幸君） 本定例日で議決の結果生じた条項字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

◎議長（山口 和幸君） 異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに決定しました。

◎議長（山口 和幸君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。平成29年度あさぎり町議会第6回会議を閉会します。

●議会事務局長（片山 守君） 起立、礼、お疲れ様でした。

午後2時11分 閉 会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 山 口 和 幸

署名議員 久保田 久 男

署名議員 溝 口 峰 男